

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

労働基準法の改正（年次有給休暇取得の義務化）について

労働基準法の改正により、働き方に関するルールが変わります。その中で平成 31 年 4 月から施行されるものとして年次有給休暇取得の義務化があります。

これは、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者について、その年次有給休暇の日数のうち、付与された日から1 年以内に 5 日以上取得させることが必要になるものです。

5 日の数え方には、労働者が自ら取得した日数や計画的付与の日数を含めることができますが、取得日数が不足する場合は、労働者の希望を聞いた上で事業主が取得時季を指定して、年次有給休暇を取得させなければなりません。

これに違反した場合、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金の罰則があります。

◎取得日数及び時季指定の例

- ・労働者が自ら 5 日取得した場合 → 事業主の時季指定は不要
- ・労働者が自ら 3 日取得 + 計画的付与 2 日の場合 → 事業主の時季指定は不要
- ・労働者が自ら 3 日取得した場合 → 2 日の時季指定が必要
- ・計画的付与 2 日の場合 → 3 日の時季指定が必要

パートタイム労働者など、週の労働時間や労働日数がフルタイムの労働者に比べて少なく、付与される休暇日数が 10 日未満の方は対象外です。

・年次有給休暇とは

雇い入れてから 6 か月経過した場合に 10 日付与される。その後は 1 年ごとに所定の日数が付与される。パートタイム労働者など、労働時間や日数が少ない労働者については、労働日数に応じた日数が付与される。

・計画的付与とは

事業主と労働者間での労使協定で事業主が取得時季を定めた有給休暇の取得方法。

年次有給休暇の取得や計画的付与などの運用方法にご不明点等ございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。